

浜松市議会傍聴規則の一部を改正する規則

浜松市議会傍聴規則(昭和40年浜松市議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(傍聴人の定員)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(傍聴人の定員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。</u></p>
<p>(傍聴の手続)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会議を傍聴しようとする者が団体であるときは<u>代表者又は責任者が、その団体の名称及び人員並びに代表者又は責任者の住所及び氏名</u>を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</p>	<p>(傍聴の手続)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会議を傍聴しようとする者が団体であるときは、<u>代表者又は責任者が、次に掲げる事項を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 団体の名称</u></p> <p><u>(2) 団体の人員</u></p> <p><u>(3) 団体の代表者又は責任者の住所及び氏名</u></p>
<p>(傍聴券の交付)</p> <p>第5条 前条の規定に基づき、傍聴の<u>手続</u>があった場合において議長が特に必要があると認めるときは、傍聴券を交付する。</p>	<p>(傍聴券の交付)</p> <p>第5条 前条の規定に基づき、傍聴の<u>手続</u>があった場合において議長が特に必要があると認めるときは、傍聴券を交付する。</p>
<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第7条 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) <u>銃器その他危険なものを持っている者</u></p> <p>(2) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p>	<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第7条 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) <u>銃器その他危険な物を携帯している者</u></p> <p>(2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的</u></p>

(3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子・外とう・えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議

為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) 前3号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要があると認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯し、又は着用しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) (略)

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真・映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真・映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 議長は、傍聴人がこの規則に違反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(4) (略)

(5) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 議長は、傍聴人がこの規則に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日の翌日から施行する。